

令和3年6月10日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 補 佐	樋 口	貴 司
議 事 管 理 係 長	富 岡	明 美

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	田	崎		靖
総	務	松	林		聡
市民部長兼福祉事務所長		橋	村	直	子
産	業	下	村	浩	信
建	設	寺	山	靖	久
総	務	岩	下	善	孝
総	務	藤	家		隆
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		川	原	逸	生
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		村	田	秀	哲
税	務	吉	牟	田	剛
保	險	広	瀬	義	樹
福	祉	中	村	祐	介
商	工	江	島	裕	臣
農	林	山	崎	公	和
都	市	山	浦	康	則
都	市	中	野		将
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		田	代		章
教育次長兼教育総務課長		山	口	徹	也
生涯学習課長兼中央公民館長		江	頭	憲	和

---

## 令和3年6月10日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 報告第2号 令和2年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について（報告）
- 日程第2 報告第3号 令和2年度鹿島市一般会計事故繰越し繰越計算書について（報告）
- 日程第3 報告第4号 令和2年度鹿島市下水道事業会計継続費繰越計算書について（報告）
- 日程第4 報告第5号 令和2年度鹿島市下水道事業会計予算繰越計算書について（報告）
- 日程第5 報告第6号 令和3年度鹿島市土地開発公社事業計画について（報告）
- 日程第6 議案第28号 職員の特殊勤務手当に関する条例及び鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第29号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第30号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 報告第2号

○議長（角田一美君）

それでは、日程第1．報告第2号 令和2年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

それでは、報告第2号 令和2年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

繰越明許費とは一般的に繰越事業といわれるものでございまして、令和2年度の予算のうち、諸般の事情により予算の一部を本年度に繰り越して執行するものでございます。

2ページをお開きください。繰り越した事業及び金額の一覧です。

表の中で事業名の次の金額は、昨年度の議会におきまして設定いたしました繰越限度額でございます。

その次の翌年度繰越額が令和2年度から本年度に繰り越した額でございます。

次の欄の既収入特定財源につきましては、令和2年度の出納閉鎖までに既に収入があった金額でございます。

次の国庫支出金からその他までの4項目につきましては、本年度収入見込みの特定財源を種類別に区分したものでございます。

一番右の一般財源につきましては、事業費のうち、市が一般財源として負担する金額でございます。

それでは、各事業について御説明いたします。

ナンバー1の保育対策総合支援事業は、限度額を設定しておりましたが、国の予算が令和3年度予算で執行することになったことに伴い、本市の予算も令和3年度で執行することになったため、繰越しはございません。

ナンバー2の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、限度額76,643千円のうち、66,433千円を繰り越しております。

ナンバー3の災害廃棄物処理事業は、限度額24,697千円のうち、14,091千円を繰り越しております。

ナンバー4の産地パワーアップ事業（園芸）は、限度額80,000千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー5の農道・用排水路施設整備事業は、限度額10,593千円のうち、6,800千円を繰り越しております。

ナンバー6の基盤整備促進事業（ほ場整備）は、限度額8,197千円のうち、4,999千円を繰り越しております。

ナンバー7の基盤整備促進事業（農業用排水施設）は、限度額73,582千円のうち、46,794千円を繰り越しております。

ナンバー8の基盤整備促進事業（除塵機整備）は、限度額2,835千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー9の地域農業水利施設ストックマネジメント事業は、限度額24,952千円のうち、24,276千円を繰り越しております。

ナンバー10のため池調査計画事業は、限度額35,440千円のうち、32,350千円を繰り越しております。

ナンバー11の佐賀県漁業経営構造改善事業は、限度額220,804千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー12の漁港管理費（百貫漁港照明灯工事）は、限度額1,000千円のうち、740千円を繰り越しております。

3ページをお願いいたします。

ナンバー13の水産基盤ストックマネジメント事業は、限度額65,550千円のうち、50,100千円を繰り越しております。

ナンバー14、漁港海岸保全施設整備事業は、限度額99,840千円のうち、79,859千円を繰り越しております。

ナンバー15の商業・商店街振興事業は、限度額40,000千円のうち、25,877千円を繰り越しております。

ナンバー16の事業継続支援事業は、限度額20,000千円のうち、16,400千円を繰り越しております。

ナンバー17の辺地道路整備事業は、限度額25,600千円のうち、25,483千円を繰り越しております。

ナンバー18の社会資本整備総合交付金事業は、限度額15,500千円のうち、7,697千円を繰り越しております。

ナンバー19の道路整備個別補助事業は、限度額62,500千円のうち、57,617千円を繰り越しております。

ナンバー20の急傾斜地崩壊防止事業は、限度額46,200千円のうち、32,280千円を繰り越しております。

ナンバー21、定住促進住宅管理事業は、限度額を設定しておりましたが、令和2年度内に事業が完了したため、繰越しはございません。

ナンバー22の学校配当事業（小学校）（新型コロナウイルス感染症対策）は、限度額7,200千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー23の小学校大規模改造整備事業は、限度額281,500千円のうち、260,585千円を繰り越しております。

ナンバー24の小学校情報教育施設整備事業は、限度額を設定しておりましたが、令和2年度内に事業が完了したため、繰越しはございません。

4ページをお願いいたします。

ナンバー25の小学校情報教育施設整備事業（校内LAN整備）は、限度額63,855千円のうち、63,565千円を繰り越しております。

ナンバー26の学校配当事業（中学校）（新型コロナウイルス感染症対策）は、限度額2,400千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー27の中学校情報教育施設整備事業は、限度額を設定しておりましたが、令和2年度内に事業が完了したため、繰越しはございません。

ナンバー28の中学校情報教育施設整備事業（校内LAN整備）は、限度額25,836千円のうち、25,536千円を繰り越しております。

ナンバー29の体育館及び広場管理事業は、限度額5,214千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー30の現年発生農地農業用施設補助災害復旧事業は、限度額474,320千円のうち、294,211千円を繰り越しております。

ナンバー31の現年発生林業用施設補助災害復旧事業は、限度額13,101千円のうち、11,000千円を繰り越しております。

ナンバー32の現年発生土木施設補助災害復旧事業は、限度額76,100千円のうち、59,860千円を繰り越しております。

これらの財源内訳は表に記載のとおりでございます。

この結果、32事業の繰越限度額合計2,062,040千円のうち、1,525,006千円が本年度に繰り越した確定額となります。

以上で報告を終わります。

**○議長（角田一美君）**

質疑に入ります。質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

**○10番（伊東 茂君）**

毎年、繰越明許費というのは出てくるわけですけど、総額というか、これが今回非常に大きいですね。15億円を超えるという。もちろん、この中には学校関係のLAN整備とか、そういうふうなのは少し時間がかかるという説明もいただいておりました。また、新型コロナウイルス感染症対策にしても継続して行うという形でもありますけど、それとあと、災害の復旧工事もやっぱり年を越してやると、今工事がずっと発注されていたりとかしていますので、幾つかの点は理解できますけど、ただ、これだけの32項目、令和3年度は3年度で予算をつけて新規事業であったり、それも取り組むわけですけど、大体どういうふうな手順でこの繰越明許費の各事業を行っていくのか、そういうところはどうか考えられていますかね。企画財政というか、そっただけじゃなくて、各課の考え方もあると思いますけど、そこのあたりどういうふうに指示はされているんですか。

**○議長（角田一美君）**

村田企画財政課参事。

**○企画財政課参事（村田秀哲君）**

お答えをいたします。

今年度の繰越件数が昨年度に比べて多いということで御質問だったと思います。

その中の増減の内訳を切り分けてみますと、国の補正予算に伴うものというのが今年度は11件あります。昨年度は4件ですので、昨年度より7件多くなっております。先ほど議員がおっしゃられたコロナ対策ですね、これは昨年度なかったものが今回コロナ対策での繰越しが6件、ですので、6件増ということになります。先ほどもありましたように、災害のほうも今年度は4件、昨年度は2件ということで、これらの増減の特殊な要因といたしますか、合わせれば、昨年度より15件多い要因として分析をいたしております。

先ほどおっしゃられた、この中でどのように予算を執行していくかということでございますが、国の補正予算に伴うものというのが、全部とは申し上げませんが、昨年度コロナ禍により、新年度、3年度ですね、税収も国も落ち込むということで、税収予算のほうの確保も難しいということで、令和2年度の国の補正予算により令和3年度に予定していた事業を繰り越すというのが7件ほど多くなっております。そういうことで、うちの予算も伴いまして令和3年度で執行予定のものを国の補正予算により令和2年度の予算で計上いたしまして、実際の執行は繰り越して3年度に行うということで、そこら辺が主な要因となっております。

私からは以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

いや、私が質問しているのはちょっと違うでしょう。ちゃんとこれが実行できるのかと聞いているんですよ。令和3年度は令和3年度で予算を組んでいるでしょう。だから、特に基盤整備事業なんて、今、災害復旧でほとんどの土木の業者さんは何か所も工事を抱えているわけですよ、これで可能なかと私は聞いているんですよ。どうですか。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

お答えをいたします。

先ほど基盤整備事業のことを言われましたので、その件についてお答えをしたいと思います。

圃場整備事業につきましては、この繰り越した事業につきましては一応契約のほうは今時点で8月25日まで工期ということで契約はできておりまして、これにつきましては工事そのものは終わっておりまして、換地業務ということで進めているところでございます。

そのほかのいろいろ施設整備につきましても、ある程度契約のほうは今のところ進んでいるものもございまして、まだできていないものにつきましても早期の契約のところを今予定

しているところでございます。見通しとしましては、ある程度工事につきましては前半のできるだけ早期の工期ということで予定をしております、当然、3年度の事業もまた出てくるとは思いますけれども、あと、特に災害の復旧工事のほうも今計画的に発注も進めておまして、当然、その工事関係のほうはいろいろと量が多くなってきますけれども、計画的に進めていきたいということを考えております。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今度の一般質問でもやるんですけど、去年の7月豪雨の復旧工事というのが、現場をずっと浜川の上流まで見に行くと、工期が10月ぐらいまで長くなっていますよね。それは業者の方に負担をかけないために、普通だったら、2か月ぐらいの期間を延ばして工期を設定していますよね、これは土木事務所も一緒なんです。そう考えると、これの17番から20番、今度は辺地道路の整備、それとか、橋梁、こういうふうなところ、これは金額が大きいんですよ。全部足したら1億円は軽く超すんですよ。じゃ、これは繰越明許費だから、本来だったら、これが先にやるべきなんです。もちろん、国からの補助金が少し遅れるということも出てくるのかも分からないけど、そうなってくると、まず、水害の復旧工事に全力を尽くすという3月議会の答弁でしたから、まずはそこをやっていって、じゃ、その後に個々の辺地道路の整備であったり、そういうふうなのがあるのか、それとも、並行してまたそこも業者に仕事を取ってもらって、入札が成立するのかどうか私はよく分からないですけど、そのあたりがちょっと心配なんですけど、加えて、その分まで農水課の課長、答弁をいただけますか。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

お答えをいたします。

私のほうは災害復旧の関係のほうからということでそのところを御説明したいと思えますけれども、昨年度から災害箇所全部で235工区ということでございます。その中で2月から発注のほうを始めまして、今5月末時点で大体38%の発注が終わっているという状況で、これにつきましてはある程度優先して工事を行うものというところを現場の営農活動のほうを考慮しながら前半のほうで行うところと、あと、今年度の後半にある程度収穫が終わったところから発注を行うような形での計画ということで今仕分をしております。

これにつきましては、業者さんのほう、特に言われますように、建設業の方はいろいろと工事のほうは今多くて発注をしてもなかなか取ってもらえない状況があるということでございますけれども、これにつきましては、できるだけ受注していただけるような形で場所の選



定とか組合せ、量とかを調整しながら発注をしていくということで、これにつきましては業者さんのほうにもお願いをしているところです。今のところ、復旧につきましてはもともと予定をしていました計画どおりに今進んでおりまして、今後につきましても業者さんのほうに受注をしやすいような形で計画を進めていきたいということを考えているところでございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

災害の工事は幾つかの工事を1区間でまとめてやって発注をしますよね、特に今回はあまりにも箇所が多過ぎるので。箇所でしたら数百か所だったから、そういうふうになっている。土木事務所もそういうふうな発注方式をしているんですよ。

ただ、今度新しい農水課の課長になられたわけですけど、毎回、私が思うのは、工事の発注が済んでいますと、発注が済んでいるのは分かるけど、じゃ、工事はいつ終わるんだになるんですよ。今発注済みが三十何%とおっしゃったと思うんですよ。だから、大体だったら、秋口ぐらいまでにこういう工事は終わっておいたほうがいいんですよ。年末までかかるとかならないほうが。だから、そのあたりに私は気になるから、発注というか、業者は受けてくれるところはあるかも分からないけど、業者に配慮して、なおまた工期を延ばしての発注になるんじゃないかなと。やっぱり市内の業者、これは鹿島市の一般会計の分ですから、市内業者ですよ、土木事務所みたいに杵藤地区圏内全部から取れるわけじゃないけんが、基本的には鹿島市が主体になってくるんですよ。だから、そのあたりを考えていただいて、これだけの件数が繰越明許というのは、私もちょっと初めてか久しぶり、これだけを見るのはちょっと気になる場所がありますので、しっかりとそのあたりは遅れないように、大変でしょうけど、頑張ってくださいなと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですから、以上で報告第2号は終わります。

## 日程第2 報告第3号

○議長（角田一美君）

次に、日程第2. 報告第3号 令和2年度鹿島市一般会計事故繰越し繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。村田企画財政課参事。

**○企画財政課参事（村田秀哲君）**

それでは、報告第3号 令和2年度鹿島市一般会計事故繰越し繰越計算書について御説明いたします。

議案書は5ページをお願いいたします。

地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、令和2年度鹿島市一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

事故繰越しとは、あらかじめ繰越しを予想していなかったものの、避けることができない事故のために、年度内に支出が終わらない場合に行う予算の繰越しの一つであります。

6ページをお願いします。

事業名は祐徳門前町街づくり事業です。翌年度繰越額は11,229,675円で、財源内訳は国庫支出金が5,614千円、一般財源が5,615,675円となっております。

今回の祐徳門前町街づくり事業は、令和元年度から令和2年度へ繰越明許費として繰り越した事業であり、この場合の事業期限は翌年度限りとなっており、令和2年度内に事業を完了しなければなりませんでしたが、令和2年7月豪雨による被災などの理由により、年度内に事業の完了が困難となり、国、県に対して事故繰越しの申請を承認いただいたことから、事故繰越しの手続きを行い、事業期間を1年延長するものであります。

以上で報告を終わります。

**○議長（角田一美君）**

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田一美君）**

質疑はないようですから、以上で報告第3号は終わります。

**日程第3 報告第4号**

**○議長（角田一美君）**

次に、日程第3. 報告第4号 令和2年度鹿島市下水道事業会計継続費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。田代環境下水道課長。

**○環境下水道課長（田代 章君）**

それでは、報告第4号について御説明をいたします。

報告第4号 令和2年度鹿島市下水道事業会計継続費繰越計算書について御説明をいたします。

議案書7ページをお開きください。

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、令和2年度鹿島市下水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

8 ページをお開きください。

第1款. 資本的支出、1項. 建設改良費、祐徳門前地区未普及解消事業の継続費の総額は383,000千円でございます。そのうち令和2年度の予算計上額は97,800千円でございますが、これより支払義務発生額34,177千円を差し引いた残額63,623千円を令和3年度へ繰り越しております。

繰越しの理由でございますが、国のGo To トラベルなどの影響により昨年秋口から観光客の回復傾向が見られたことや令和2年7月豪雨の災害復旧工事を優先させるため、早期着手を見合わせたことによるものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですから、以上で報告第4号は終わります。

#### 日程第4 報告第5号

○議長（角田一美君）

次に、日程第4. 報告第5号 令和2年度鹿島市下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

報告第5号 令和2年度鹿島市下水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。議案書は9ページでございます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和2年度鹿島市下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

ここは地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越事業でございます。

第7号井手分汚水幹線・枝線管渠築造工事は、推進工事において想定を上回る大きい転石により工法の再検討と機種変更を行ったことにより年度内完了が困難となったため、予算計上額146,817千円全額を繰り越しております。

第31号納富分・横田汚水幹線・枝線舗装復旧工事は予算計上額11,484千円全額を、また、第32号納富分・井手分・馬渡汚水幹線・枝線舗装復旧工事は予算計上額13,959千円全額を、それぞれ繰り越しております。

この2件につきましては、国の3次補正が割り当てられましたことから事業の進捗を図るため、発注をいたしましたが、適切な工期が確保できなかったことにより繰り越すもので

ございます。

南舟津雨水準幹線函渠築造工事は、予算計上額71,000千円から支払義務発生額26,840千円を差し引きました翌年度繰越額は44,160千円でございます。繰越しの理由は、当初7月から9月に河川部の施工を予定しておりましたが、地元より8月末までの施工を控えるようにという要望を受けました。また、10月からはノリ養殖のため、生コン打設の調整期間となりますことから、年度内の施工は困難なため、繰り越すものでございます。

11ページを御覧ください。

1行目、中牟田雨水ポンプ場改築（3号ポンプ設備）工事は予算計上額534,000千円から支払義務発生額171,000千円を差し引いた翌年度繰越額は363,000千円でございます。電気設備に係る設計精査による入札時期の遅れから年度内完了は困難となったこと及び国の3次補正に伴う繰越しでございます。

2行目、南舟津雨水ポンプ場改築（土木・建築）工事は予算計上額165,000千円から支払義務発生額75,000千円を差し引いた翌年度繰越額は90,000千円でございます。工事発注前の精査により不測の日数を要したことに加え、入札不調により工事着手時期が遅れたため、ノリ養殖に伴う生コン打設の調整時期を迎えたことから年度内の施工は困難となり、繰り越すものでございます。

3行目、南舟津雨水ポンプ場建設（機械・電気）工事は国の3次補正により予算計上額1億円全額を繰り越しております。

合計予算計上額1,042,260千円のうち、支払義務発生額272,840千円、翌年度繰越額769,420千円が令和3年度への繰越しとなります。

12ページをお開きください。

ここは地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による下水道事業費用の事故繰越しでございます。

生ごみディスポーザー実証調査業務におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため緊急事態宣言の発令により、技術者の来鹿ができず、年度内の調査が完了できなかったことにより、予算計上額8,400千円全額を繰り越すものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですから、以上で報告第5号は終わります。

#### 日程第5 報告第6号

○議長（角田一美君）

次に、日程第5．報告第6号 令和3年度鹿島市土地開発公社事業計画についてであります。

当局の説明を求めます。村田企画財政課参事。

**○企画財政課参事（村田秀哲君）**

それでは、報告第6号 令和3年度鹿島市土地開発公社事業計画について御説明いたします。

議案書の13ページをお願いいたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

別冊の令和3年度鹿島市土地開発公社事業計画で御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

鹿島市土地開発公社は、昭和48年に設立し、市の事業と連携しながら事業を推進して、本市のまちづくりに大きな役割を果たしてまいりました。現在、全ての保有地を売却しており、本年度は公社を維持していく必要最小限の予算を計上いたしております。

事業計画書の1ページをお開きください。

本年度の収支予算の総額は22千円といたしております。

2ページをお開きください。

収入、支出の内訳でございます。事業外収入で利息収入8千円を見込んでおります。支出につきましては管理費22千円を計上いたしております。

3ページをお願いいたします。

資金計画でございます。左の受入れ資金につきましては事業外収入と前年度繰越金37,020千円を加えた37,028千円でございます。支払い資金は予算の支出と同額の22千円でございます。

4ページをお開きください。

予算に関する説明書でございます。収入は利息収入8千円でございます。

5ページをお願いいたします。

支出の内訳になります。旅費、需用費、負担金等の経費を計上いたしております。

なお、この事業計画につきましては、去る3月18日に開催いたしました鹿島市土地開発公社の理事会で議決をいただいたものでございます。

以上で報告を終わります。

**○議長（角田一美君）**

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田一美君）**

質疑はないようですから、以上で報告第6号は終わります。

お諮りします。議案第28号から議案第30号までの3議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第28号から議案第30号までの3議案は委員会付託を省略することに決しました。

#### 日程第6 議案第28号

○議長（角田一美君）

次に、日程第6. 議案第28号 職員の特殊勤務手当に関する条例及び鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

それでは、議案第28号 職員の特殊勤務手当に関する条例及び鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は14ページ、議案説明資料は2ページでございます。

まず、議案書14ページをお願いいたします。

議案第28号 職員の特殊勤務手当に関する条例及び鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

議案書15ページがその改正内容でございます。

それでは、以上の具体的な改正内容につきまして議案説明資料により御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

議案説明資料の2ページをお願いいたします。議案第28号の説明資料でございます。

まず1項目め、改正理由でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月13日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に2項目め、改正内容でございますが、先般の全員協議会のほうで御説明いたしましたように、職員の特殊勤務手当に関する条例及び鹿島市国民健康保険条例では、新型コロナウイルス感染症の定義につきまして、国の法律でございます新型インフルエンザ等対策特別措置法附則の第1条の2の規定をこの2つの条例において引用してきておりましたが、このたびの法改正に伴って、当該条文が削除されましたために、2つの条例の該当箇所の規定を特別措置法の定義に合わせて一括して整理し、改正するものでございます。

なお、今回の条例改正におきまして2つの条例で規定いたします特殊勤務手当や傷病手当金に関する制度の変更はございません。

次に3項目め、施行期日でございますが、公布の日から施行して、令和3年2月13日に遡及し適用するものでございます。

今回の一部改正に関しての新旧対照表につきましては説明資料の1ページとなりますので、お願いいたします。

表の上段のほうが職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正、下段が鹿島市国民健康保険条例の一部の改正でございます。右の欄、改正前のアンダーラインの内容が左の欄の改正後のアンダーラインの内容に改めるものでございます。

以上で議案第28号 職員の特殊勤務手当に関する条例及び鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第28号 職員の特殊勤務手当に関する条例及び鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第28号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第29号

○議長（角田一美君）

次に、日程第7. 議案第29号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。吉牟田税務課長。

○税務課長（吉牟田 剛君）

それでは、議案第29号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書は16ページでございます。

提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

内容については議案説明資料で説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

議案説明資料の15ページをお願いします。

2の主な改正内容です。

(1)固定資産税の改正内容です。

アについては、今までも宅地や農地などに行ってきた負担調整措置を令和3年度から5年度の3年間継続するものです。

負担調整措置という仕組みは、バブル期の地価上昇によって発生した自治体間の税負担の均衡を是正するために平成6年度に導入された制度です。地価公示価格の7割をめどに課税標準額を緩やかに上昇させて評価額に近づけていくという措置のことです。

次に、イです。今回は3年に1度の評価替えを行っております。この評価替えに対して課税標準額が増加している土地については、令和3年度に限り前年度の課税標準額に据え置くという特例の措置です。これはコロナ禍の状況を踏まえて納税者の負担感に配慮したものです。これに伴い、影響額として税額では約1,000千円の減収とはなりますが、今回の増額をしないということで、そのまま据置きということになりますので、税額の減収ということにはなりません。

次に、(2)の軽自動車税の措置で、①の環境性能割の税率区分の見直しと②の環境性能割の臨時的軽減の延長です。

環境性能割とは、自動車取得時に1回限り支払うもので、令和元年度に消費税が10%に増税された際に、これまでの自動車取得税に代わり燃費性能に応じた課税として導入されています。燃費性能に応じてゼロから2%の範囲内で課税される制度ということになります。

①の税区分は、これまで令和2年度燃費基準を基に税率が規定されていましたが、その目標年度が到達したことから、新たに令和12年度基準を設定し、その新基準に基づいた令和3年度から4年度の税率区分が見直されたところです。ただし、税率自体はゼロから2%といままでと変わりはありません。

②の環境性能割の臨時的軽減の延長は、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車に限り税率を1%分軽減するものとされてきましたが、これについても経済の動向や国民や企業などの環境保全に対する行動を促す動機づけとして、この特例措置の適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得した車両を対象とするように期間が延長されたものであります。

なお、この軽減措置に係る減収分は地方特例交付金によって全額国費で補填されることが決定しています。

次に、③の種別割のグリーン化特例の見直しです。16ページを御覧ください。



令和元年度の税制改正では令和3年から種別割の軽減対象を電気自動車に重点化することとなっており、軽貨物自動車は、ガソリン車を対象外とし、電気自動車、天然ガス自動車に限定した軽減です。営業用乗用車は、電気自動車、天然ガス自動車及び令和12年度燃費基準を一定以上満たしたガソリン車を軽減対象としています。

なお、この種別割の軽減は令和3年4月1日から令和5年3月31日までに取得し、翌年度のみを対象としますので、令和4年度、5年度の課税分が対象となります。

次に、(3)の個人住民税における対応です。

①の住宅ローン控除の特例の延長と要件緩和は、まず、控除期間が13年に該当する納税義務者について、引き続き所得税額から控除し切れない額を個人住民税から控除すると改正されています。適用期限の延長の対象者としては、改正前において令和3年中に入居した者は控除期間を10年としていたものを13年間として、また、令和4年以降の入居については控除対象として規定されていなかったものを令和4年中に入居した者についても13年間を控除期間として適用すると改正されています。ただ、控除対象者の条件としては、契約期限と入居期限をページ16のほうに記載しておりますので、後で御覧ください。

次に、イの項目で今回の改正では控除を受ける年の合計所得10,000千円以下であることを条件に、40平米以上から50平米未満でも控除を受けられるよう、面積要件が緩和されています。今までの控除対象は合計所得が30,000千円以下で、かつ床面積が50平米以上を条件としていたものです。

次に、②の特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例の延長です。

人間ドックや特定健診などの健康増進及び疾病予防の取組において購入されたスイッチOTC医薬品と言われる医薬用から転用された医薬品の購入費用を対象とした医療費控除について、特例の適用期限を5年間延長すると改正がされています。

スイッチOTC医薬品の例としては、解熱鎮痛剤、胃腸薬、肩こり・腰痛などに効果のある湿布薬などがあります。

17ページを御覧ください。

③の均等割及び所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しです。

令和2年度税制改正では国外居住親族の扶養控除見直しは個人所得税に関してのみ改正されていたところでしたが、今回の令和3年度税制改正で個人住民税についても同様の見直しをすることになりました。具体的にはアに記載のとおり、国外居住親族について扶養控除を受ける場合、29歳以下または70歳以上の者に限定し、住民税の均等割及び所得割の非課税限度額の算定基準から除外するものと改正されています。ただし、扶養控除の対象外となる30歳以上69歳未満の者のうち、留学を理由に国外に居住する方、障害をお持ちの方、または納税義務者から教育費や生活費として年間380千円以上の支払いを受けている方については、その証明となる書類等の写しを提出することで扶養控除の該当とすることができます。

黒枠に所得税法の改正後条文を記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、(4)です。第2条関係となりますので、これは上位法である地方税法の条文を引用している箇所があります関係上、条文の追加や削除などにより既定の項が変更しているため、その部分を整理するための改正ということになります。

以上が今回の税条例改正の主な改正点となりますが、市民に対しての全体的な負担増ということは今回はなく、軽減措置等の期間延長が主になっております。

続いて、3の施行期日です。

(1)の固定資産税の措置から(2)の軽自動車税の措置、(3)の個人住民税の対応のうち、アの住宅ローン控除の特例の延長及び要件緩和と(4)の地方税法等の引用条文について整理するための改正までが公布の日となります。

(3)のイ、特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例の延長については令和4年1月1日、(3)のウ、均等割及び所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しについては令和6年1月1日となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第29号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第29号は提案のとおり可決されました。

ここで10分ほど休憩いたします。11時10分から再開します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第8 議案第30号

**○議長（角田一美君）**

次に、日程第8．議案第30号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

当局の説明を求めます。村田企画財政課参事。

**○企画財政課参事（村田秀哲君）**

それでは、議案第30号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

議案書は25ページでございます。

本案について、別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

説明は補正予算書と議案説明書でいたしますので、お手元に御準備をお願いします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に7,749千円を追加し、補正後の予算の総額を16,176,025千円といたすものでございます。

2ページから5ページにつきましては、今回補正の集計表となっております。

6ページをお開きください。

第2表 地方債補正でございます。変更分として、社会資本整備総合交付金事業を4,200千円から12,000千円に増額するものでございます。

7ページから8ページは、今回補正の事項別明細書となっております。

9ページから14ページは歳入でございます。主なものを御説明いたします。

9ページをお開きください。

14款2項2目．民生費国庫補助金は、保育対策総合支援事業費補助金を3,900千円、子育て世帯生活支援特別給付金を給付事業費分で27,150千円、事務費分で4,015千円を計上するものでございます。

14款2項5目．土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金（道路事業）を8,652千円増額するものでございます。

10ページをお開きください。

15款2項7目．教育費県補助金は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会競技施設整備費補助金で11,085千円を増額するものでございます。

11ページをお開きください。

17款1項1目．総務費寄附金は、個人様からのふるさと人材育成支援寄附金として150千円を計上するものでございます。

12ページをお開きください。

18款1項1目．基金繰入金は、財政調整基金繰入金で19,000千円を増額するものです。

13ページをお開きください。

20款5項6目、雑入は、コミュニティ助成事業助成金で9,200千円を計上し、スポーツ振興くじ助成金を83,653千円減額するものです。

歳出につきましては、別冊の議案説明資料で御説明いたします。

議案説明資料の18ページをお願いいたします。

議案説明資料の18ページから20ページは、今回補正の増減比較表を、21ページと22ページは、歳入の概要です。先ほど御説明いたしましたので、御参照ください。

23ページをお願いします。

歳出概要です。ナンバー1のふるさと人材育成支援事業は、指定寄附によるふるさと人材育成支援基金積立金150千円を計上しています。

ナンバー2の地域振興事業は、コミュニティ活動備品などの整備として4件に対しましてコミュニティ助成事業交付金9,200千円を計上するものです。

ナンバー3の保育対策総合支援事業は、保育環境改善等事業補助金として7,800千円を計上するもので、保育所等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援を行います。

ナンバー4の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、子育て世帯生活支援特別給付金の給付に要する経費を31,165千円計上しており、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に措置を行っておりますひとり親世帯以外の子育て世帯に対し、給付金を支給いたします。

ナンバー5の企業等農業参入支援事業は、企業等農業参入支援事業補助金を2,000千円計上しており、遊休農地の解消や新たな雇用の創出などを目的として、一定の要件を満たす新規農業参入企業に対し、生産基盤整備支援及び事業継続支援を行います。

ナンバー6の社会資本整備総合交付金事業は、国からの内示に伴い、暮らしに身近な道路の安全性を向上させるため、市道新町～組知線ほか2路線の整備に17,304千円を計上いたしております。

ナンバー7の空き家登録活用事業は、空き家バンク制度を活用した移住・定住希望者の増加見込みにより空き家活用助成金を1,500千円増額計上しております。

ナンバー8の蟻尾山公園管理事業は、市民球場スコアボード改修工事の仕様変更に伴い61,483千円を減額するものです。

今回の補正の予算の主な内容は以上でございます。

なお、24ページには6月補正後の市債現在高の見込み調書を、25ページには6月補正後の積立基金の状況を記載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

1番の中村です。よろしくお願ひいたします。

議案第30号の補正予算書の17ページ、農政事業費の2,000千円についてお伺ひします。

まず、この事業についての紹介をお願ひいたします。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

お答えいたします。

企業進出の補助ということで今回計上させていただいております。これにつきましては、今回、鹿島市のほうに放牧をされる企業が進出されるということで、それに対応した形で今回制度のほうをつくらせていただくというような形で補助制度を考えているところでございます。

この補助金の内容につきましては、企業が参入されるときに、その最初の農地とか施設等の初期投資をされるときの基盤整備の支援と、それから、継続していただくために、雇用される分について補助をするというふうな形での2つのメニューから成っております。

この補助の目的は、遊休農地の解消と活用、それから、新しい鹿島にとっての担い手の創出、それから、雇用の創出というふうな形を目的としているものでございます。

まず、要件としましては、市内に事業所を有して、市との進出協定を締結し参入する企業など、それから、市内在住者、または市外からの転入者を2名以上、常用労働者として雇用する企業等、それから、市内の遊休農地を1ヘクタール以上活用する見込みの事業であることということをや要件としております。

これにつきましては、補助につきましては、先ほど言いました初期投資の部分ですね、農地の再生整備、それから、例えば、荒れている場合は伐採とか、進入路の整備とか、場合によっては施設、ハウスとか、農業機械の導入をされますので、その初期投資の分につきまして費用の2分の1を補助するということと、それから、2つ目のメニューの事業継続支援ということで、市内在住者、または市外からの転入者を2名以上、常用労働者として雇用する場合には、一月当たり100千円を補助するということで、参入初年度につきましては、この2つの合計額の補助を2,000千円を上限ということで補助をさせていただくというふうな内容になっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

それで、補助金を出す市の根拠規定ですね、市の条例と、何条で出すのかを教えてください

い。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

お答えいたします。

この補助につきましては、鹿島市企業等農業参入支援についての補助金の交付要綱というのを定めていきたいと思っております。これにつきましては、鹿島市の補助金交付規則にのっとった形で事項を定めていきたいということを考えております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

条例の名前を聞きよつとです。市の条例の名前を教えてください。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

これにつきましては、先ほど言いました補助金交付要綱を定めますので、それにのっとって補助をしていくということになります。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

市の条例には、鹿島市企業立地促進地区特区における奨励とか規則とか、鹿島市肉用牛特別とか、いろいろ条例があると思うんですよ。その条例を聞いているんです。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

お答えいたします。

先ほど言いましたように、補助金交付要綱を定めることとなりますが、これは鹿島市の補助金交付規則に定めるところを基本として定める要綱となりますので、それに応じて補助金のほうを支出というか、補助をしていきたいということを考えております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

よく分かりませんでしたけれども、次に協定書について質問いたしたいと思います。

協定書はありますか。その協定書の第8条に、乙は地域社会との調和、協調に努めるもの

とし、地域住民等と連携して、次の事項に協力するものとするとなっていますね。

(1)集落道路の維持管理に関すること。(2)水利施設の利用、維持管理に関すること。(3)家畜排せつ物の適切な管理に関すること。これは協定書ですから、契約書よりも大まかにしてあると思いますけれども、この維持管理に関することということは、人も費用も出すということですか、その企業は。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

お答えいたします。

この8条のほうですね。乙は進出企業のほうになりますけれども、地域社会との調和、協調に努めるものとし、地域住民等と連携して、次の事項に協力するものとするということで、先ほど言われました集落道路の維持管理、それから、水利施設の利用、維持管理、家畜排せつ物の適正な管理ということ地域と協力して、地域に影響、苦情等が出ないような形でやっていただくというようなことを定めております。

これにつきましては、企業のほうがこういった取組をされるというところを定めているものでございまして、市のほうから特段これについて費用とかそういったものを出すというところは考えておりません。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

もし何かあった場合は、それは地区の方と契約をしているわけですか、その会社は。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

お答えいたします。

まず、この協定につきましては、鹿島市と進出企業等で結ぶということで、これにつきましては、その目的としては、第1条のほうに農場開設及び持続可能な経営の実現並びに地域社会との調和を図ることを目的として、そのためにこの協定を結んでおります。基本的には、地域にとってのメリットが生じるようにということでこの協定を結んでおりまして、その中に地域に対しての配慮とか、そういった影響を与えないような形とか、協力というところを企業のほうにもお願いをするという形で、それに対して、市としましてもいろいろな面で農用地の調整だったりとか、施設等を整備されるときにいろいろと協力をするというふうなお互いの立場で協定を結んでおります。

あと、実際地域に入られますので、そこにつきましては、また地域の方と企業のほうと細

かいろいろな取組については取り交わしをされることになるか、そこら辺のところはまたその立場で行われることになると思います。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、大まかにもあまり決めていないということですね。そのいろんなこと、管理とかいうとには人を出すとか費用を出すとか、そういうのは全然決めていないということでしょう。市としては、会社とは。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

お答えいたします。

この協定は、先ほど言いましたように、目的のためにお互いの立場で考え方というか、そういった取組の基本的な考え方を示しているものでございます。この中で、当然言いましたように、地域の農業だったりとか地域社会の振興のために寄与することをお互いの立場で確認をしている協定でございまして、その目的のためには具体的な、例えば、農地の確保につきましても、今、市のほうでも農業委員会等で確保に向けての調整をさせていただいたりとか、施設等の確保ということでもありますけれども、ここら辺につきましても、国の補助制度等を活用されていろいろと施設整備をされる計画でございまして、こういったところの補助金の申請とかいうところは、国、それから、県のほうにもお願いしながら、私たちの立場で一緒にそこら辺の申請とかについても調整をしながら行っていると。具体的にはそういったところへ行っております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

私が聞いているのとちょっと答えが違うような気もしますが、これは次に行きます。

事前連絡というか、第9条ですね。乙は、経済情勢及び不測の事態により、事業の中止等やむなきに至るおそれがある場合は、事前に甲に連絡して、その対応策に最善の措置が執られるよう努めるものとなっております。この不測の事態というのはどういふのを想定していますか。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

お答えをいたします。



ここにつきましては、不測の事態ということで、何を想定している——今想定は具体的にどういったものというところはございませんが、まさしく不測ということでございますので、我々としてはやはりこういった企業が入ってきていただくことで、新たな担い手、それから、耕作放棄地の活用ということで、地域にとって、地域農業にとって、よい影響を与えるという効果があるということで入ってきていただくということを意義として捉えております。それができなくなってしまう、効果が現れなくなってしまう場合というのは、例えば、事業継続が難しくなったりとか、そういったことも何らかの影響で出てくる可能性がありますので、そういったこともその一つになるのかなというのは考えております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

今のもよく分かりませんでしたけれども、それでは、その対応策に最善の措置が執られるように努める。この対応策というのはどういうのを想定しているんですか。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

これにつきましても、どういったことが起こるかというのが今のところ具体的なケースというのがなかなか明確にお話しはできない部分があるんですけれども、先ほど言いましたように、例えば、事業継続がいかなくなった場合とか、そういったときに、そこにいろいろな投資をされた設備だったりとか、いろいろそういったところについて、仮にそういった場合でも地域、地元に対してそういったところが悪影響にならないような形で配慮していただくというようなこともその一つかなということを考えております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

契約書じゃないですからそういう細かいところまでは必要ないと思いますけれども、せっかく協定書を作っているんですから、もう少し緻密に考えられて、地域住民の方のことも思われて協定書を作っていただきたいと思います。終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。7 番中村一堯議員。

○7 番（中村一堯君）

7 番の中村一堯です。さっきの1 番の中村日出代議員と関連の質問なので続けさせてもらいますけど、今回、鹿島市にそういった企業が進出をされるということで、非常に関係者の皆さんは努力されたことだと思います。鹿島市の畜産だったり産業に大きく貢献していただ

きたいというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。

この中で1つ質問なんですが、鹿島市と企業、そして、地区、地域住民の方が今後どのように産業を盛り上げていくか、地域を盛り上げていくかというのが非常に重要だと思っております。

先ほど企業には1年間で2,000千円ぐらいの助成があるということでお伺いをしました。じゃ、地域と一体になって今後どのようなことができるのかというのを私は非常に考えています。というのも、課長も御相談したとおり、たしか5月末ぐらいに、ここの地域の畜産関係の水道施設が壊れた案件があったですね。十何年前に農林のほうで補助金で水道施設を建てて、今回、5月末ぐらいに雷で壊れたということでした。その水道は畜産関係が非常に利用されるということで、ある牛舎では月に500トンやったですかね、使われているところもあったというふうに聞いています。そこは、このトゥルーバさん、進出企業も使われる水道ということで想定をされているようでした。

5月末に、災害ですかね、雷で壊れたようですけど、そのときに水路に2,000千円ぐらいの工事費がかかるというふうなことをお聞きしました。これは地域の人たちで負担しなければいけないようなお金ということでそのときは区長さんからお聞きしましたが、そういった畜産関係に主に使われているところで、鹿島とか県の事業費じゃなくて、地域の人たちが負担しなければいけないようなお金が急にぱっと2,000千円出てくると。進出企業には2,000千円の奨励金とか想定されているかもしれないけど、進出するその地域とか地区の人にそういった畜産関係のための2,000千円とかも拠出できないのかなというふうに私は思っています。

関連した質問になるかもしれないけど、地域と会社と鹿島市と今後どういうふうに連携していくのかとか、産業を盛り上げていくのかとか、そういったことについてお尋ねしたいと思います。

**○議長（角田一美君）**

山崎農林水産課長。

**○農林水産課長（山崎公和君）**

お答えをいたします。

まず、水道施設、水中ポンプのほうは5月に雷で故障して動かなくなったということで御相談を受けております。この水道施設につきましては、平成18年、19年ですかね、中山間総合整備事業ということで七開地区のほうに整備されております。これにつきましては、言われたように、畜産関係での用水でも使われておりますし、当然、地域の方の飲用水でも、水ということで重要な施設と考えております。

これにつきましては、基本的に、まず故障ということで、簡易水道ということになりますので、水道課のほうの補助が該当することになるかと思っておりますけれども、もう一つ、雷とい

うことをごさいましたので、我々も――畜産に特に用水として使われているというところがありまして、災害関係での対応ができないかという御相談を県、国にしているところがございます。こちらのほうで該当するようであれば、その分で地元負担も軽くなるような形でできるのではないかと今相談して進めているところがございます。

こういったところを含めて、当然、進出される企業がございまして、その用水確保も協力をしていくということで我々も協定のほうで書いておりますので、できるだけそういったところはスムーズにいくように、当然、地元の大事な用水でございますので、その確保に向けて対応していきたいということを考えております。

**○議長（角田一美君）**

7番中村一堯議員。

**○7番（中村一堯君）**

分かりました。せっかく進出企業があるわけですから、地元の方もいろんな考えの方もいらっしゃるんですけど、今は一枚岩にまとまって、頑張っって応援しようと、やっっていこうという気持ちですので、市、企業、そして地域の人たちが本当に連携して、畜産業がもっと潤うように頑張っってほしいと思います。その中で、市で協力できることは引き続きよろしく願っいたします。

もう一点あります。議案説明資料の23ページ、8番の蟻尾山公園管理事業です。この件は全協でも御説明があっただんですけど、幅広く市民の皆さんにも知ってもらっったほうがいいと思うので、今回の83,653千円の減額と、その変遷と伺いますか、どういう状況でこういう形になっったのかというのを、簡単に経緯を説明しってもらっっていいでしょうか。

**○議長（角田一美君）**

江頭生涯学習課長。

**○生涯学習課長（江頭憲和君）**

それでは、市民球場のスコアボード改修事業について御説明をいたしたいと思っいます。

市民球場につきましては、平成13年に設置がされておっりまして、設置から21年ほどたっっているところなんです。

2023年に開催予定であっった国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会、これが新型コロナの感染拡大の関係で1年延期をされておっります。鹿島市においては軟式野球とかアーチェリーの競技が開催されることになっっておるわけですけども、今回、スコアボードの改修というのが、もちろん国スポに向けた改修でもあるんですけども、もともと雷によって壊れたものを改修しないといけなっいというようなことでもございまして。

国スポの開催の内定を受けて、団体の視察を受けて、こういうところの改修が必要ですよということがあっただんですけど、それについてはスコアボードを改修しないといけなっいということはありませんでした。その視察後なんですけど、落雷でスコアボードのほうが大きく

故障してしまって、市内業者ではちょっと手に負えないということで、メーカーだったりとかメーカーの下請のほうに調査をしていただいたんですけども、既存のスコアボードが磁気反転式という方式のスコアボードなんですけど、それがメーカーとしても事業撤退であると部品が製造できないとかということで、既存のままではとても改修ができないと。

じゃ、どうすればいいかということで、スコアボード全体にLEDのシートを貼って改修しようということで計画をいたしておりました。これについては、スポーツ振興くじも財源を使いながら、県の補助も受けながら、改修をする予定としておったんですけども、このスポーツ振興くじの助成事業が不採択になったこともありまして、県のほうにも御相談を差し上げて、県の補助はそのままつけられますよということだったんですけども、もともと1億円程度のスコアボードの改修を予定していたんですけども、もともとの事業計画のままで進めれば、一般財源のほうに純粋に40,000千円以上増額をしなければいけないということで、例えば、ほかの助成が何かないかとか、教育委員会の予算の中で切り詰めて何とかそっちに予算を持ってこれないかというような検討もしておったんですけども、それもなかなかうまくいかないということになりまして、スコアボードの改修そのものを、全体を改修するのではなくて、今の表示の部分を部分的に改修するということで全体的な事業費を抑え込むということで今回お願いしたいと思っておるところです。

もともと工事費を当初の予算では1億円程度お願いすることにしておったんですけども、その中から60,000千円ほど減額をしまして、今回お願いしているスコアボードの全体事業としては40,150千円の工事費になるということで、財源の組替えをお願いいたしているところです。

以上です。

○議長（角田一美君）

7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

分かりました。今の一連の流れだけ聞けば、特段、補助金、助成金が下りないから、それはそれとしていいんですが、その助成金が下りないと——スポーツ振興くじ助成金ですよ、新年度予算のときにはこの金額で計上されたけど、その時点でスポーツ振興くじから83,000千円、その助成金が下りないことが決定していたにもかかわらず、新年度予算でその予算を計上していて、結果的に新年度予算ではそれを可決して通りましたけど、もともと80,000千円下りないと分かっている予算を新年度の予算に計上して可決、じゃ、6月にそれを変更すると。私はそういった手続は非常に乱暴な手続だと思います。

2月だったかな、2月にこれは助成が下りないとなったんですよ。もしかしたら執行部の中で、時間がないからこのままいこうというふうな思いがあったかもしれないですけど、じゃ、1月だったら取り下げたのかとか、12月だったらよかったのかとか、その辺のことに

関しては、新年度予算で計上するに当たっては、生涯学習課内で話は出なかったのかですね。課長が替わったからちょっと経緯は御存じじゃないかもしれませんが、新年度予算にこれは上げているんだから、いろんな経緯があったにせよ、そこはきちんとしておくべきだったんじゃないかなというふうに思っていますけど、その辺についてはどういうふうに考えられていますか。

○議長（角田一美君）

江頭生涯学習課長。

○生涯学習課長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

おっしゃるように、スポーツ振興くじの申請を行ったり、その申請がうまくいかなかったり、その申請がうまくいかなかったときに、一部うまくいかなかったんですけども、別のメニューでといいますか、スポーツ振興くじの部分をお願いしたりとかいうことで、1月、2月、進めてきました。当然、新年度予算の特別委員会のほうでも現地調査のほうで説明する機会はもちろんあったんですけども、担当としては、まずは一番最初に当初予算でお願いをした事業規模のほうで何とかできないかという担当の思いもあって、一生懸命財源の検討であるとか、庁内での財源の検討であるとかいう部分をやっていたところです。

もちろん、事業費の見直しというか、事業全体の見直しも含めて検討はしておったところですけども、おっしゃるように、例えば、新年度予算の現地調査あたりで助成金の変更があるかもしれないとか、歳入の財源の条件が変わるかも分かりませんというような説明をできなかったことにつきましては、本当に申し訳なく思っているところです。

以上です。

○議長（角田一美君）

7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

分かりました。最後にしますけど、そのときにきちんと説明をするとか、入ってこないというのがはっきり、一部でもそれは入ってくるかもしれないけど、分かっているんだったらきちんと前もって出しておくべき数字だからですね。そこはきちんとなしないと、事業をしないのは分かっているのに、架空の予算を計上してするようになっているからですね。だから、やっぱりいろんな弊害とか、これは事務手続が本当に正しいのかなという不信感にもつながってきますので、そこはきちんと注意をされて今後事業のほうをしてもらうようお願いして、終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。6番中村和典議員。

○6番（中村和典君）

6番議員の中村和典です。先ほど来質問が出ております農業分野への企業進出について、私のほうから質問をいたしたいと思います。

まず、今議会の冒頭に提案理由説明の中で市長のほうから、今回の企業進出についてのメリットと申しますか、どういうふうな効果を期待しているということで発言があったわけですが、まず、一番大きな目的が耕作放棄地の解消、それから、2つ目が雇用の創出、あと、鳥獣害対策とか里山景観の保全、こういった効果が期待されるということで発言があったわけですが、ここまで取りまとめていただきました市の農林水産課の職員の皆さん、それから、鹿島市農業委員会の職員並びに農業委員の皆さんには感謝を申し上げたいと思います。

それで、いろいろ私たちも委員会等の中で資料等ももらっておりますが、ちょっと確認したいことがございますので、質問いたしたいと思います。

今回、鹿島市の耕作放棄地、全体的には704ヘクタールほどあるということでございますが、そのうちの約19ヘクタールについて、七開区において今回、放牧事業が実施をされるということで、これまでなかった鹿島市の画期的な取組じゃないだろうかということで非常に期待をいたしております。

そこで、今までもいろいろ農業委員会の話題になっておりましたが、この耕作放棄された集団的なミカン園を今後どのように活用していくかというときに一番最初にポイントになるのが、底地の、土地の所有者というのがおられます。それを企業等に提供する場合には、利用権設定あたりの賃借権設定でいくのか、それとも全部売り渡して、売却という方向でいくのか、この点について、この約18.7ヘクタールについて、今どのような状況で進んでいるのか、具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

お答えをいたします。

今回、この企業参入ですね、放牧をされるところにつきましては、七開地区の中の農地を中心とした用地となります。言われますように、約18ヘクタールぐらいになるんですけども、この中に地権者が約50名前後いらっしゃるというふうな状況でございます。この中で、企業のほうの土地の権利につきましては、基本的には取得をするということで考えておられます。ただ、どうしても一部、権利関係、もともとの権利者の関係で、まだそこら辺の調整がきかないところは利用権設定であったりとか、賃借権の中でされるということでございますが、大部分の土地が所有権移転できるという見込みとなっております。

今現在ですけれども、12月までに予定がされているところが、あっせんまで所有権移転が12月末までに終わるのが約15ヘクタールぐらいになる見込みでございます。

○議長（角田一美君）

6 番中村和典議員。

○6 番（中村和典君）

この話題は、今、テレビとか、それから、農業新聞等でも大きく取り上げられて全国的に紹介をされておりますが、鹿島市にとって、市長が冒頭申された効果ですね、この効果以外に、市として最も注目しなきゃいけない点が幾らかあるかと思えます。例えば、それに対する支援金とか補助の問題も先ほど来説明がっておりますが、地元からの雇用に対して、従業員の給与に対する市税とか、それから、現地での畜舎の建設に対する固定資産税の収入とか、あるいは機械導入に対する減価償却費の収入とか、あるいは繁殖等、子牛の販売による代金の益ですね、そういったものについて、市としてどれくらいの範囲で今精査をされているのか。鹿島市が受け入れて支援をするという方針は十分理解できるんですが、この後、市が直接企業のほうと関わられる中で、どういうふうな鹿島市に対する本当の経済効果が出てくるのか、その辺をどういうふうにご試算しておられるのか、まず、その点について伺いたしたいと思います。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

お答えいたします。

今回、この企業が鹿島市のほうに進出されて事業を開始されることに対する経済効果、どれくらいメリットがあるのかというふうなお尋ねだと思います。

まず、直接的に市のほうで考えられるというのは税金とかになるのかなと考えております。固定資産税は、土地につきましては、もともと所有者の方が払われていたので、その分がプラスになるということはありませんが、導入をされる償却資産等がございますので、そういったところの償却資産の固定資産税の増とか、車両関係ですね、いろいろ導入されると思えますので、そういったところの自動車税のことだったりとか、そういった固定資産税関係と、あと、雇用のほうを予定されているということがございます。2名から3名の方が鹿島市内の住民ということで雇用されるということをご想定しながら、具体的にどれくらいの税金というのは、細かくはちょっと試算としては小さい数字は出せないですけども、そこら辺を含めて考えますと、数年ですね、ここ四、五年の中で、ある程度市のほうから助成をする分につきましては税金としても上がってくるのかなというのを、ここはあくまでも概算ということでのつかみです。それ以外に経済効果としましては、地元での資材とか、そういったものを企業として購入されるとか、あとは事務所を設けられますので、そういったところの費用というのも当然上がってくると思えます。法人市民税とかいうところも可能性としてありますので、いろいろなところがあると思えます。市に直接入ってくるような税的な効果と、

それ以外の経済効果は見込まれるのではないかと考えています。

○議長（角田一美君）

中村和典議員にお尋ねします。まだ質問は続きますでしょうか。6番中村和典議員。

○6番（中村和典君）

それでは、最後に市長にお尋ねをしたいと思いますが、いよいよ鹿島市において農業分野への企業参入が動き出すわけでございますが、私たちを含めて、これは鹿島市が今抱えている農政の大きな問題、耕作放棄地の拡大、これを解消するための一つの手段として、今回ここに事業が協定まで結んで成立しているわけでございますので、失敗するわけにはいかないというふうに思っております。

それで、これが3か年ぐらいの経過を見ないと事業自体の成否は分からないかと思いますが、市長にお尋ねしたいのは、七開地区における企業参入の実績が顕著に出てきた際には、今後こういった取組を拡大する意向があるのかないのか、まず、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

せっかくの御質問ですから、時間があると思ってやりますからお許しをいただきたいと思っております。

まず1つは、このケースは失敗は想定しておりません。その理由は、鹿島では、もう6年以上になりますか、嘉瀬ノ浦というところで、実はこれと最終的な目的を同じにします赤肉の生産を目的とする牛の導入を既にやっております。現在も8頭ぐらい入っているんじゃないかと思っております。トゥルーバと同じ、何と申しますか、概形になりますけれども、鹿児島大学の後藤先生、前、九州大学におられたんですけども、この方が指導に当たっておられます。つまり、牛の作るというほうの指導は後藤先生がやっていただくと。それから、一種の、何と申しますか、それに先行する牧場経営の実験という意味では、既に6年ぐらいの実績がありますから、それは大変な参考になるんじゃないかと思っております。

それと、世間の動きを、やはり世間の風に合わない、これはうまくいきません、自分たちだけでやっても。しかし、ちょうど今から40年前のアメリカの牛肉の消費量は1人40キロだったんです。それから40年ぐらいたって、今どのくらいかという、20キロしかないんですよ。これは何を意味しているかという、一部なかなか、おまえの言うとおりにいかないかもしれないとおっしゃるかもしれませんが、油を中心とする牛肉の消費については、やはり健康志向からいって、もう少しハンドルを切り替えたほうがいいんじゃないか。アメリカが一番顕著でして、もう鶏に移っているんですよ。いわば、その間を狙おうということで、赤肉、つまり、牧草を中心とする飼養を主眼とした肉牛生産もいけるんじゃないかと。そこに



まずトゥルーバも目をつけられたということで、これは私どもの考え方と一致をいたしております。

そういう意味で、単に牛の飼育を狙いとする牧場がこのままうまくいくかということではなくて、一種の鹿島型の牧場経営というものについてうまくいくようにということで我々は考えております。それが1点です。

それから、もう少し長期的に時間を見ますと、牛は御承知のとおりひづめが割れておりまして、少しぐらいの傾きの土地ならどんどん上って行って、自分で排せつをして、耕地を耕すというか、蹄耕法といいますけれども、馬と違いましてそういうことができます、牛が独特なんですけれども。ちょうどこの地域は、その傾きが、昔、かんきつ園だったですから、大がかりな整備をしなくても耐えられるという地形的なメリットと、日当たりがいいと。牧草の生産には非常に有利な土地ですから、そこをひとつ地域のメリットとして利用できるんじゃないかということですね。

もっと距離を、10年単位とか20年単位で見ますと、これがうまくいくことを願っていますけれども、実はこのトゥルーバという会社は、かんきつを一つの専門分野としておられます。今、唐津で経営しておられますのは、レモンで成功しておられます。ところが、我々の今考えている土地は、かつてかんきつが植わっていた土地なんですよ。したがって、その土地と一緒にもう一回、さっき言われたように、温州ミカンがいいかどうかというのはいろいろ議論があると思いますけれども、かんきつが栽培された土地なので、もう一回かんきつのふるさをつくれないのかなということを、もうちょっと時間を引いて考えてはどうかと私自身は思っているところでございます。

とにかくバックとして、背景として、世界が健康志向に向いているときに、こういう自給率を、土地を活用するという、そういう土地の活用のモデルケースとしてこれが動くようにということで、牛ですから、すぐ結果は出ません。最初に生まれる子が出てくるのが恐らく3年後ぐらいになりますから、そこから見ないといけないんですが、条件としては非常にいい条件を整えているんじゃないかと。この規模で、恐らくこういうスタイルでやるのは全国でも珍しいと思っていますので、むしろ、市が頑張るということもありますけど、議会の皆さんも含めて御支援をいただけないかなと、そういうふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時10分から再開します。

午後0時6分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案第30号の質疑を続けます。

ほかに質疑ありませんか。8番稲富雅和議員。

**○8番（稲富雅和君）**

私も2点質問をさせていただきます。

今日の議案説明資料の23ページです。

まず初めに、ナンバー2番目の地域振興事業についてであります。

この事業は、説明のとおり、コミュニティ助成事業交付金が申請されたということであり、1点気になることがあります。いい取組をされたなと思っていますけれども、西牟田地区の自主防災組織が今回、コミュニティ助成事業を受けられたということであり、説明に投光器等の防災用具とありますけれども、今回2,000千円助成されておるといふことでもあります。

まず、防災用具の中身を教えてくださいたいと思います。

**○議長（角田一美君）**

川原企画財政課長。

**○企画財政課長（川原逸生君）**

お答えをいたします。

西牟田区自主防災組織、投光器等防災用具の中身ということでございます。

まず、申請者につきましては西牟田区自主防災会ということで申請をいただいております。事業内容につきましては自主防災組織育成助成事業ということで今回助成を受けているものでございます。

その内訳といたしましては、防災資機材等の整備及び備蓄、そして、投光器、訓練用消火器、発電機、リヤカー、担架、消火用バケツ等となっております。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

8番稲富雅和議員。

**○8番（稲富雅和君）**

2,000千円という大金でありますけれども、いい参考事例だと思っておりますけれども、先ほど等々で、時間もあるから短縮されたかもしれませんが、もう少し具体的に教えていただければ。

**○議長（角田一美君）**

川原企画財政課長。

**○企画財政課長（川原逸生君）**

それでは、もう少し具体的に申し上げたいというふうに思います。

本事業の目的及び内容につきまして、同防災会から提出をさせていただいております。防災

訓練、防災資機材等の整備及び備蓄と管理というふうなことで主な事業内容となっております。

その支出の内訳でございます。全部申し上げてよろしいでしょうか。（「まあまあ多かたやろう」と呼ぶ者あり）20ぐらい。申し上げますか。先ほど申し上げました内容と若干重複するところもございます。御容赦いただきたいというふうに思います。

防災用垂れ幕、ガソリン式発電機、ガソリン携行缶、ショベルの丸ショベルと角ショベル、組立てリヤカー、消火用バケツ、総合格納袋、保護帽、二つ折り担架、毛布、防災用かまどセット、ブルーシート、訓練用消火器、投光器、ワイヤレスメガホン、一輪車、メガホンというふうになっております。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

8番稲富雅和議員。

**○8番（稲富雅和君）**

分かりました。自主防災組織でこういった活動をされるのは初めてだと思っておりますし、私個人も非常に参考になったところであり、こういった助成がほかの地区にも広がればなという思いで質問させていただきました。

補助金の制度を活用するのはほかにいろいろあると思えますけれども、ほかの地区でもこういった申請をされている地区があるか、教えていただきたいと思えます。

**○議長（角田一美君）**

川原企画財政課長。

**○企画財政課長（川原逸生君）**

お答えをいたします。

今回、西牟田区自主防災会が該当になってございますが、これまで幾つかの自主防災組織がこの助成の対象となっております。今現在、申請をしていただいているのがほかに2地区ございます。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

8番稲富雅和議員。

**○8番（稲富雅和君）**

分かりました。今後も自主防災組織の活性化につなげていただけるように、市もしっかりとバックアップをお願いしたいと思います。

次の項目です。23ページの7番、空き家登録活用事業です。今回、補正を使って予算を計上されておまして、空き家バンク制度を活用した移住・定住希望者の増加ということで3件申請されております。

参考までにですけれども、地区名等を公表できるなら教えていただきたいと思います。

**○議長（角田一美君）**

山浦都市建設課長。

**○都市建設課長（山浦康則君）**

お答えします。

今回、補正でお願いしている分は3件ですけれども、当初分で1件ありますので、合計して4件の希望者が出ております。

移住希望の場所ですけれども、大字納富分、集落は井手分になります。それとあと、高津原の中牟田地区、浜の湯ノ峰地区、北鹿島の常広地区の4件になります。

以上でございます。

**○議長（角田一美君）**

8番稲富雅和議員。

**○8番（稲富雅和君）**

分かりました。この空き家対策事業に対して移住・定住をしていただいた、これは非常にありがたいことだと思っていますので、今後もそういった形で空き家を利用してもらえればいいと思っていますけど——けどです。非常に活用できない空き家も多くある中で、行政代執行という道筋もあります。そのためには長い年月があつて、指導とか助言、そしてまた、勧告、命令、そして、行政代執行となるわけでありましてけれども、鹿島の方向性としては行政代執行は今のところ考えておられないと思っていますし、こうやって空き家を活用していただく人を探すというのも非常にいい方向だと思っています。

でも、最終的に行政代執行をしなくちゃいけない、そういった判断をするときが来ると思っています。その点で関連して1点だけ問題点をお聞きしたいと思います。そういった場合に、撤去費用というのが税金でまずは執行されるわけでありましてけれども、そのときに全国的に行政がその撤去費用を回収できないというのがやはり行政を圧迫する非常に大きな問題点となっているわけであつて、今の現状として市は行政代執行はあまり考えておられませんけれども、そうなったときのためにも今のうちに条例なり規約なり決めておかななくちゃいけないと思っています。その点、関連質問でありますけれども、市の対策をどう考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（角田一美君）**

山浦都市建設課長。

**○都市建設課長（山浦康則君）**

お答えします。

危険空き家につきましても、今年度から都市建設課の住宅係のほうで空き家対策の一本化ということで業務を行うことになりました。議員おっしゃるとおり、いろいろな危険空き家

については諸問題がございますので、今条例のほうを整備するよう、課でも勉強しながら進めているところです。

空き家につきましては、平成30年の住宅土地調査では市内に約1,460件あるということで報告がされております。この中には二次的な住宅とか、あと、賃貸住宅とか、売却用といった、空き家についてもいろんな種類がございます、ここら辺をもっと詳しい空き家の実態を調べて、よりよい定住につながる活用法とか、おっしゃられる危険空き家の除却の件とか、今後も対策を練っていきたいと考えているところでございます。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

分かりました。そこは早急にというわけにもいかないと思いますけれども、取りまとめをしていただきたいと思ひますし、回収不能というのは避けたいところであります。国の支援等も必要になってくると思ひますので、今年度中とは言いませんけれども、その辺まとめていただきたいと思ひますので、よろしく願ひして、質問を終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

今まで数名の方が質問をされておりますが、企業等の農業参入支援事業の補助に対することについて質問したいと思ひます。

今回、新規でこの事業を鹿島市として立ち上げられたというふうに思っております。企業による農業参入は2009年に農地法が改正されてから順次広がってきて、今全国では3,000を超える法人が企業の農業参入をしてもらっておりますが、鹿島市独自でこういう補助金をやるということで、この説明の中に補助対象者の要件として挙げられておりますが、この要件の内容についてどういう基準で決められたのか、そこら辺のことをお伺ひしたいと思ひます。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

お答えをいたします。

今回この企業進出の支援事業ということで補助をするに当たっての要件ですけれども、言いましたように、目的が遊休農地の解消と活用、それから、新たな担い手の創出、それから、鹿島市にとって雇用の創出というような形を3つの大きな目的としております。

あとは、当然、地元にとっても、その地域にとってもよい効果をもたらすものがいろいろとほかにも考えられますので、そういったところを含めた中で、市にとってもそういったメリットというか、振興に向けて企業が取り組んでいただく、また、企業もそういった形で応

えていただく、お互いのそういったところを進出協定という形で締結をして、地域にとっても責任を持って取り組んでもらうというようなところを一つの要件としております。

それから、雇用創出ということでございますので、まず、雇用については地元の方の雇用をお願いしたいということで、2名以上の市民の方の雇用を条件としているところでございます。

全国的な課題ですけれども、鹿島市は耕作放棄地の拡大がしておりますので、この解消、活用というところを目指していきたいということで、遊休農地1ヘクタール以上の活用を見込んでいただくというようなところを要件として掲げているところでございます。

**○議長（角田一美君）**

11番松尾勝利議員。

**○11番（松尾勝利君）**

分かりました。企業が参入してくるある程度の要件を整えて、それに合致したものを補助金の対象とするということであろうかと思えます。

それで、これが初めての例として、今後も企業が参入したいというような例が出てくるというふうに思います。そういうときに、今ここに挙げられているような条件の下で、さっき話があったんですけど、鹿島市でも企業参入に対しては助成しますというような要綱を定めるというようなお話があったんですが、それについて具体的にどういうふうな進め方をされるように考えておられますか。

**○議長（角田一美君）**

山崎農林水産課長。

**○農林水産課長（山崎公和君）**

お答えをいたします。

補助金を出すに当たっては、先ほどもちょっとお答えをしたんですけども、この補助金の交付要綱というものを定めることとなります。これにつきましては、手続的には鹿島市の補助金の交付規則を基本として、そこに沿った形で基本的な形はつくりますけれども、先ほど言いました要件とか補助の内容につきましては、この中で具体的に定めていくこととなりますが、これはあくまでも行政内部の事務的な要綱ということとなりますので、担当課のほうで要綱を定めて、決裁を受けて、具体的なその補助の決まりごとを要綱としてまとめていくということになっていくと思います。

**○議長（角田一美君）**

11番松尾勝利議員。

**○11番（松尾勝利君）**

分かりました。いろんなケースが出てくるというふうに思います。やはり企業側としてもいろんな思いの中で鹿島市に進出をしていきたいということであろうかと思えますので、要

綱で定められて、そこでがちっと固めてしまうのではなくて、ある程度そこら辺は柔軟性を持ってやっていただくようお願いしたいと思います。

それともう一つ、どうしても気がかりなのが、先ほども出ていましたけど、企業進出してきたと、やっぱり地元の地権者なり、地元の人たちとのトラブル、お互いに協調性を持って事業を進めていくというのが理想だと思いますが、どうしてもそういうことが出ることも考えられる、そういうふうに思いますので、やはりそこら辺のところをもう少し参入する企業の人と地元、それから、市とやはり話を詰めておかなければいけないというふうに思いますが、そのことについてどうお考えでしょうか。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

お答えをいたします。

言われるように、地元の方もですけれども、関係する業種の方のところとも市にとってもメリットというところも含めて十分理解をしていただく必要があります。

今までの経過を少しお話しさせていただきますけれども、今回進出される地区というか、土地につきましては、以前、別の事業経営体がお茶の畑ということでの進出の話があつて、そのときに地元地権者の方ともいろいろ調整をした経緯がありますけれども、最終的にここが進出まで至らなかった経緯がございます。その後、地権者の方々もそういった話が今後もあれば、ぜひ耕作放棄地の状態にするよりも活用していただきたいということでお話があつた中で、今回、放牧の話が一つの誘致という形でなつたわけですが、これに関しては2年ぐらい前にお話があつた中で、地元の方、それから土地改良の関係の方、下流域の方、当然地権者の方も含めて、今までもずっと説明させていただいて理解をいただいたという経緯がございます。

この中で地権者の方も含めていろいろ所有権移転のところも今進んでいるわけですが、その中で今回の企業につきましては、放牧、まずは繁殖ということで事業を開始されるということでございますが、特に黒毛和牛ということで、佐賀県でいけば佐賀牛です、この分の子牛ということで繁殖をされることから始められるということでございます。特に今、繁殖農家さんのほうが減少している中で、佐賀牛の子牛がもともと県内の子牛が導入されるという割合が非常に少ないということで、それに対して地元の子牛を生産していくというふうな企業の理念というところがございまして、そういうところが地域農業に寄与するところということで、この企業のほうは一つの考えを持っておられます。

先ほど市長からも話がありましたけれども、行く行く赤肉というところは想定をされているということでございますが、ここはベースとすれば、あくまでも子牛の地元への出荷を基本としながら、プラスの部分でもしそういった供給先があるのであれば、赤身のほうも一環

という形で取組を将来的に構想としては持っておられるということです。

こういったところを含めて、地元の方、それから、関係業種の方には今後も丁寧にそういった対応はしていきたいということを考えております。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

分かりました。新しい企業が参入するということで、市も関わっていくということで非常に私たちも評価をするところでもあります。

ただ一方で、やはり地元との調整とか、いろんな難しい問題も出てくるかと思いますので、そこら辺のところも十分踏まえた上で、今後の企業参入に対する支援もお願いして、終わりたいと思います。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

私も2点ほど質問させていただきます。

議案の説明資料の23ページの項目でいけば、2番目の地域振興事業、今回、この名前がコミュニティ助成事業交付金となっています。今までも各地区の公民館とか、そういうふうな修理とかいろいろ、伝承芸能の太鼓であったり、そういうふうなものの買換えの費用とか、そういうのがあったんですね。数年前まで佐賀県の事業としてチャレンジ交付金等もありました。

まずお聞きしたいのは、このコミュニティ助成事業交付金の申請基準を教えてくださいですか。例えば、一度これを申請された地区は何年間か申請できないとか、そういうふうなのがあると思うんですよ。それについて、これは企画財政課だったと思しますので、答弁してください。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

申請期日と申請基準（「申請基準」と呼ぶ者あり）期日はよろしいですか。（「いい」と呼ぶ者あり）本件につきましては、8月頃に県のほうから募集の通知がございます。それで、各区長さん、もしくは団体のほうにこういう制度がありますよということで通知をいたします。それで、9月頃、団体のほうから申請をしていただきまして、本庁内で決定いたしまして県のほうに申請して認可といったこととなります。これは申請の手続でございます。

このコミュニティ助成事業につきましては、一般財団法人自治総合センターが宝くじの売



上げを原資として地域社会の発展を支援するという事で社会貢献のための制度でございまして、先ほど申しあげました区、自治会、自主防災組織等を対象として助成を行っているところでございます。

基準につきましては、先ほど申しあげましたように、今回4件を上げておりますが、上3つがこのコミュニティ助成事業のうちの一般コミュニティ事業で、一番下の先ほどの西牟田区につきましては地域防災組織育成助成事業のうち自主防災組織育成助成事業というふうになってございます。その中で、例えば、一般コミュニティ事業につきましては申しあげますと、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すというふうなことで、それに関連する整備等に対して助成が行われているものでございます。

基本的に優先順位等がございまして、申請事業ごとで優先順位をつけまして、これまで認可を受けたことがない区とか、以前に認可を受けたところについてはどうしても優先順位としては下がるんですが、新規のところ、もしくは先ほど申しあげましたように、申請内容が事業の趣旨にまずもって合致をしているかどうか、そこら辺が前提条件となって、こちらのほうで決定をして申請を行っているというふうな状況です。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今回採択されたのがこの4つの事業ということですが、じゃ、昨年8月、県から募集要項が来て、9月に各区等に案内、振興会もそうでしょうけど、何件の応募があったんですか。応募件数は何件ですか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

先ほど大きく2つ申しあげました。一般コミュニティ事業、そして、自主防災組織、それぞれ申しあげますが、一般コミュニティ事業につきましては申請件数5件でございまして、自主防災組織につきましては3件の申請があつてございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

この中の自主防災の育成ということで西牟田区のほうが採用されているわけですね。自主

防災組織についてですが、基本的に鹿島以外は5地区は振興会を通じて浜町自主防災とか七浦自主防災とかなっているんですね。鹿島だけがこれが出来上がるのが少し遅れていたということで、今ここに書いてある西牟田の自主防災もそうでしょうし、先日は鹿島の新町も自主防災組織を立ち上げたということを知っています。

それでは、現段階で自主防災組織は全部で鹿島市内に地区別で幾つあるのか、まずそれを教えてもらっていいですか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この自主防災組織の設置の状況ということで、鹿島全体でお答えをしたいと思います。

鹿島で全世帯数が1万841世帯で、加入世帯数として9,609世帯、カバー率で申しますと88.64%、約9割が自主防災組織の設置になっております。

組織数ですけれども、これは鹿島と能古見を除いたほかの4地区は地区全体で自主防災組織、例えば、古枝ですと、古枝地区自主防災組織という形でなっていますので、この4地区は地区単位で、あと、鹿島と能古見は数が非常に多いんですけれども、まだ設立に向けた準備だったり整っていないというところが幾つかありますが、組織数としては鹿島市全体で先ほどの4地区も入れて32、サポーターズクラブを入れまして33という数字が現在の状況でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

私は以前の一般質問でも、この自主防災組織、近年、災害、東北の大きな震災であったり、その後、こういうふうな自主防災組織を立ち上げようという動きが市内でも広がり、やっけてきていると思います。そういう中で、私が再三言っているのは、どうして合同でこの防災の訓練ができないのかと。鹿島市全体で防災の日、昔は9月1日だったかな、言っていたと思うんですけど、何でこれができないのかな、何で各地区に任せてしまうのかなと。各地区個別でやっているところもあります。浜地区もやっています。ああいうふうな酒蔵通り、古い町並みがありますから、防火に関してそういうふうなことはやっています。

しかし、近年、水害等でいろんな被害が出ていることを考えると、合同の自主防災の訓練が必要だとなおさら私は思うんですが、今年度そういうふうな考え方は持っていないでしょうか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

自主防災組織につきましては、四、五年ぐらい前までは組織率がなかなか厳しかったんですけれども、やはりこの二、三年ぐらいの未曾有の自然災害を経験されて、これも全国的な課題となっていました。特に先ほど議員のほうから御紹介いただいたとおり、西牟田区とか新町区辺りで個別の部落や地区単位で組織もされたり、あるいは訓練自体もいろいろ補助を受けながらですけれども、していただいていますので、行政としても力がなかなか及ばない部分については地元のほうで活動していただくというところでは感謝をいたしております。

その中で、今御質問の中で合同でということもお話をいただいております。昨年度の答弁の中でも話をしていたと思いますけれども、古枝のほうで自主防災組織でいろいろな活動を準備されたんですけれども、コロナ禍ということで延期や中身の変更あたりもあっておりますが、今後は市のほうも、昨年度も申しましたとおり、継続した形で地元のほうに今も入ってっておりますが、どういう形でやったほうが一番市全体に、自主防災組織と行政と連携しながら今のような災害をいかにクリアしていくかというところの課題を洗い出して、そして、100%とはいかないんですけれども、対応はしていきたいというふうに判断しております。それに向けての資機材等の準備とか、そこら辺は御意見等を基にしながら予算化をして、現場のほうにも配置を現在行っているところです。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

岩下課長がおっしゃるように、去年、今年、コロナ禍の中でそういうふうな合同の訓練であったり、行動を伴うことは制限されると思います。しかし、東北の震災があって10年が過ぎ、私たちもその後、東北を中心に行政視察に行った際、自主防災組織がどれだけ人の命を救ってきたかということを学んできたつもりです。

やはり合同で訓練をして、避難所までの誘導であったりとか、そういうふうなのをしておかないと、多分、去年の9月以降の一般質問でもいっぱい出ていたと思うんですよ。どうしてここは避難所になっていないんだとか、本当はこっちがいいんじゃないとか、そういうふうなものの検証もできると思うんですよ。今回の補正予算の関連として質問をしましたが、今後検討しておいていただければと思います。

あと1点、3番の保育対策総合支援事業、対象が全部で18ぐらいの保育施設になっているんですけど、補正予算の7,800千円を割るとそんなに大きい金額じゃないんですね。ただ、委員会で説明を受けたのは、園によっては500千円ぐらいから300千円ぐらいまで金額が違う

ということですが、コロナ禍の中、昨年からいくと、1年以上これは続いているわけですよ。去年、本当だったら、私たち議員も保育所の環境というものは調査をすべきだったのかも分かりませんが、保育所の中で新型コロナウイルス感染症防止対策として最低限必要なのは何なんでしょう。もちろん、消毒液とかはどこも置いてあるでしょう。マスクは園児が自分でしてこんといかんとですよ。園が渡すわけでもないでしょう。じゃ、そのほかに何が、これは義務というか、どういうふうな指導を行政はやっているんでしょうか。まず、それをお答えください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

これまで保育環境改善等事業につきましては、第1次、第2次、今回の第3次ということで支援を行ってまいりました。

第1次につきましては、主に感染対策用の消耗品とか備品とか、その当時はマスクとか消毒液が手に入らなかった時期でしたので、そういったマスク、消毒液、あと、非接触型の体温計など、そういったものを主に購入していただいたところです。

それから、第2次につきましては感染対策の消耗品とか備品のほか、職員への人件費ですね、そういったものも対象になりましたので、空気清浄機とか、おもちゃの消毒、保管庫などの備品のほか、保育所の感染対策での御苦労が多いというので、人件費、例えば、職員の危険手当をはじめ、消毒業務としての時間外手当の支出、そういったものにも保育園のほうで支出していただきました。

今回、第3次の保育環境改善等事業といたしましては、国のほうも、ある程度備品のほうは保育所はそろってきたよと。次の展開としましては、やっぱり人の労力というのが一番手がかかっているわけですよ。保育士さんが、例えば、子供さんが来られたときに熱を測ったり、それから、床を拭いたり、消毒をしたりとか、あと、窓の換気等もしていただくということで、保育士、職員がコロナ禍の中でリスクを冒しながら業務に当たっていただくということで、例えば、職員への危険手当とか、先ほど申しましたとおり、消毒業務としての時間外手当の支出、あるいは短時間勤務の保育士さんの雇用などにも使っていただけるというような補助になっております。

今回、国のほうからも重々、国の実施要綱でも職員に対する手当の支給だとか、そういったものを積極的に行うことというような方針が出ておりますので、こういった趣旨も保育所に伝えながら、今後この事業を承認いただければ、保育所のほうにお知らせして、感染症対策の徹底ということでいろんな経費に使っていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今回の補正、私はいいいことだと思っています。こういうふうなのを出されて。今詳しく説明を受けて、第1弾、第2弾、第3弾となっているわけですね。鹿島市の保育所、認定こども園もそうなんですけど、県からの補助等をいただいて、ここ10年ぐらいでほとんどの園が新しくなっているんですね。まず、エアコンであったり、そういうふうなのは当然どこもちゃんとしてあるでしょうし、空気清浄機は今回のコロナで購入されたところもあるでしょう、消毒液とかね。

そういう中で、やっぱり一番増えたのは、子供たちの安全面を一番考えて、保育士さんたちの作業というか、保育以外の仕事が相当増えているんじゃないかなというところなんです。子供たちが手で触ったものを一回一回拭く、おもちゃももしかしたら1日に何回となく拭いているかも分からない。そういうのを考えると、先ほど第2弾のところでは時間外手当とか危険手当とか、人件費に関わる分の補助が行われたということでした。

今回、金額が1つの園でそんなに大きいわけでもないから、何に使えるのかよく分からないんですけど、もしよかったら、今後、私たちの委員会でも勉強する必要もあると思うので、昨年度の保育所に係るコロナ対策の購入、そういうふうなのは多分担当課には来ているはずと思うんですけど、資料は頂けますか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

昨年度の第1次分と第2次分については保育所から既に実績報告が来ておりますので、そういったところで資料をお出しすることは可能だと思います。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。まずはそれを見て、保育所等で何かそのほかにも足りないものがあるのかとか、議会としても考えてみたいと思うし、多分というか、市民の方みんな思っていると思いますけど、ワクチン接種をしたからといって、全てが何でも元の状態に戻るとはまだ考えられないと思うんですよ。昨日の党首討論にしても、菅総理がおっしゃった11月ぐらいまでに希望者には全員接種を終わらせるよう頑張りたいという発言がありました。これがどこまでそうなるのかよく分からないし、そして、ワクチンを打った後も継続して感

染症対策はしていかないといけないと思うんですね。

だから、そのあたり、まだまだ私たちも勉強して、そして、やっていくことが多いと思いますので、まずは今の資料を全議員分お願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

空き家登録活用事業につきましてお尋ね申し上げます。

今回、当初予算を含めて4件の空き家バンクの活用助成金が出るということで、ありがたいことだと思います。

今度来られる方々、鹿島に御縁があった方なのか、それらも含めて、家族構成等も含めて、どういう方々が来られるのか、その辺いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

今回4件の御要望がっております。

まず、1件目の希望者の方は、佐世保市に住んでおられる方で、5人家族です。その家族の中の一人が鹿島出身ということで、こちらのほうに移住したいという申出がっております。

それと、2件目です。この方は武雄市のほうにお住まいの方で、2人家族でございます。この方は鹿島のほうに縁はないんですけれども、こちらのほうに移住したいということでございます。

それと、3件目は長崎市のほうにお住まいの方で、この方は平成30年度に浜町の移住体験施設のほうを御利用されて、それで、鹿島のほうに移住をしたいということでいらっしゃいます。この方は2人暮らしの方でございます。

4件目の方は有田町のほうにお住まいの方で、3人家族の方でございます。あっちこっこの空き家バンクを見られて、鹿島のほうにぜひ移住したいということで要望がっております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

1世帯は5人家族という形、家族が多いというところなんでしょうけど、基本的に第2の

人生を鹿島で送りたいよねというような傾向が強いということでもよろしいんですかね。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

年代をお伝えしていなかったんですけども、50代の方が2件です。あと、30代の方が1件、60代の方が1件ということで、まだまだ現役の方もいらっしゃいますので、第2の人生というよりも、鹿島を選んでいただいたということです。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

分かりました。本当ありがたいことです。まだまだ空き家はたくさんあるみたいですので、しっかりと対応を取っていただければと思います。

続きまして、蟻尾山公園の管理事業につきまして、先ほど中村一堯議員のほうから質問あっておりましたけれども、私もこの件に関しましては、憤り感とまでは申しませんが、やっぱり欺かれたかなというような、そういう思いが拭い去れないところがあるわけでございます。

全体的には予算額は減額になるんですけども、一般財源につきましては11,085千円の増額となるわけですね。そういったところも含めて、あってはならないようなことだったろうなというふうな判断を私はしております。全協のときにも最後、締めで副市長のほうからお言葉があっておりましたけれども、改めてここで、二度とこういうことをやらないということで、確約といった意味も含めて、副市長のほうから一言何かあったらと思いますけど、いかがですか。

○議長（角田一美君）

藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

全員協議会のときにも申し上げましたけれども、私どもといたしましては新年度予算というのは市民へのお約束、これは絶対やりたいということで、こういう形で鹿島市のまちづくりをやるんだという思いで予算を編成し、それを議会のほうで議論していただく、そういう資料を提出しているということでございます。

そういう中で、議論の中でもいろいろございましたけれども、やはり少し私どもの説明のスタンスというのはどうだったのかなと、物すごく反省をしている部分だろうと思っております。

そういうことで、私といたしましても、部課長会の中でこういう予算の編成については、

これは市長からもまず言ってもらったんでありますけれども、予算の編成についてはしっかりと考えて、そして、市民の負託に応えられるような予算編成をなさいたいということで再度部課長会の中で申し上げ、今後こういうことがないように行政を進めてまいりたいと考えるところでございます。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

1点だけお尋ねをしたいと思いますが、その前に、先ほど伊東議員のほうからおっしゃいました保育所関係ですね、これについても質問をと思っておりましたが、一般質問のほうで出しておりますので、さらに詳しく答弁ができるように準備をしてください。

私はここで空き家活用の問題に関連してお尋ねをしたいと思うんですよ。と申しますのは、いつも私は不思議に思っていますが、実は家を要らないと言った人で、放棄した人がいますよね、財産放棄した人がありますがね。その財産放棄した後の家がそのままの状況になっているのが市内に幾らでもあると思いますが、どれくらいあるのか、つかんでいらっしゃいますか。

**○議長（角田一美君）**

山浦都市建設課長。

**○都市建設課長（山浦康則君）**

お答えします。

先ほど財産放棄と言われていましたけれども、財産放棄というより相続放棄というのが正式な言葉だと思いますけれども、その数としては把握していないところです。

先ほども申しましたが、平成30年度の住宅・土地統計調査で、空き家になっている数が1,460件ぐらいあるということで分かっている、その内容は、二次的住宅とか賃貸住宅、売却用といった個別に分かれた区別で1,460件ということだけで、詳しくは分かっていないところが現状でございます。

**○議長（角田一美君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

私も関わっていた家を子供さんたちが放棄されたので、そのままの状況になって、住もうとしたら住めるような家なんですね。しかし、そういう形になっているから、今まではお手伝いをさせていただいたけれども、手をつけることはできないだろうと思って、荒れ果てとって、何か一つ落ちとって手をつけられないなという気がしながらいつも眺めているんですがね。そういう空き家になっているところは誰も管理していないので、私は防犯の面



からも非常に危ないと思うんですよね。その家なんか、空き家にしとったら、あるとき知らない人が入り込んで、そこに一時住んどんしゃったというのがあったんですよ。私たちが用事があって行ったら、男の人が何人かこたつを囲んで、何しよっですかと言ったら、向こうからこっちが怒られるというようなことがありましたかね。

そういう空き家をそういう形で利用されていると非常に危ないという面もあるわけですが、それだけでなく、一般の家は固定資産税を取るとか、いろんな形でやっているわけですが、そういう放棄された家の管理はどこになるんですか。

**○議長（角田一美君）**

山浦都市建設課長。

**○都市建設課長（山浦康則君）**

お答えします。

管理と言われましてもちょっとですね。まず、建物ですので固定資産税もかかってきます。納税義務者というのがおられますので、そこら辺でその管理者が誰になっているのかなという事になってくるのではないかと思います。

以上でございます。

**○議長（角田一美君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

いや、放棄されたものだから、個人の管理者はいらっしゃらないと思うんですよ。だから、例えば、財産放棄されたそのもの自体はどこで、それは国でしょう。国なんですか。県か国としか考えられない。その辺分かっていないんですか。だから、そうされたものは、例えば、鹿島市なら鹿島市にこういうのがありますよと、こういうのが出ましたよという報告ぐらいせんと、どれくらいほったらかしになっているのか分からないというような現状があると思うんですよ。

面白いのがいたんですよ、面白いと言ったらおかしいですが、武雄のバイパスと市道の合い中に、わら屋根の大きな家が建つとったんですよ。そこは空き家だったんですよ。しょっちゅう通ったんですがね、そこは周りに迷惑がかかるもんですから、その家がずっと沈んでいったんですよ。それは迷惑はなくて、管理はされなくても沈んでいって、今行ってみたら分かりますよ。草が生えてきれいになっていますけどね。そういうことでなくなっていったら何てないですが、そこに建物が建つとって、非常にいろんな面で危険な面もあるというようなのがありますからね。何らかの方法でそこも管理していかないと、どこがするかは知りませんよ、本当に何が起きるか分かん。火災が起きて周りのところに迷惑をかけることだってあると思うんですよ、そういうふうにして知らん人が入り込んで住んどったということもあったわけですからね。

だから、その辺について私はいつからかお尋ねせんといかんと思いつつ今になりましたが、市として、ぜひその辺についての対応をしていただけませんか。どうですか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

先ほど稲富議員からも御質問があったように、危険空き家という物件もございます。今後はそういう空き家がどこにどれくらいあるのかという実態を調査して、じゃ、その対応をどうしていこうかというのを調べて、関係各課集まって対応策を練っていきたくて考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私が言っているのは、個人の人があっちこっち空き家にされたのと違って、手続をして持ち主がないようになったわけですから、しかるべきところに尋ねたら、そういう統計はあるんじゃないかと思うんですね。だから、そういう形をしながらでもやっぱり整理をしていかんと、普通、市民は高い固定資産税を払わされている、国かどこが管理しているか知りませんが、そこはほったらかして危険な状態にしている。これはおかしいと思いますので、これは絶対調べられないことはないと思いますから、大変だと思いますが、ぜひ対応をしていただきたいと思います。大丈夫ですか。できますか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

土地とか物件については、登記所に行けば、その持ち主が誰で、どうなったのかというのは調べることは可能ですので、今後、先ほど申しましたように、実態を調査して対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（角田一美君）

吉牟田税務課長。

○税務課長（吉牟田 剛君）

松尾征子議員の質問について税務課からの私が知っているところをお答えしたいと思います。

まず、相続人代表者届というのを出示していただいています。ただ、やはり相続放棄という手続を裁判所で行われています。裁判所で手続を取った後、その帰属する部分というのが全

くなくなって納税管理人等も全くなくなる。こっち税務課の対応としては、この後、公示送達という形にしなければならないというところになります。

その建物、持ち物がどこに帰属するかというのは後でちゃんとしたことを答えたいと思いますが、裁判所に一応帰属して国の持ち物になっているということになるだろうと思いますので、後でちゃんと詳しく調べて、相続人代表という業務については税務課のほうですので、そちらのほうは調べて答えたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第30号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第30号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

明11日から15日までの5日間は休会とし、次の会議は16日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時16分 散会